

JIS Q 1000 (JIS Q 17050-1) に基づく自己適合宣言書

番号： LXCH-2103

発行者の名称： 株式会社 LIXIL LIXIL Water Technology Japan

トイレ・洗面事業部 トイレ・洗面製造部 知多工場

発行者の住所： 愛知県 知多市 北浜町 25番地の7

宣言の対象： 多機能トイレパック：PTWC-GC10***

上記の宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している。

A-1) 大便器 タンク部

〈規格／文書番号〉

〈版数／発行日〉

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条 耐圧性能 平成九年厚生省令第十四号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条 水撃限界性能 平成九年厚生省令第十四号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条 負圧破壊性能 平成九年厚生省令第十四号

A-2) ケアサポート水栓部

〈規格／文書番号〉

〈版数／発行日〉

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条 耐圧性能 平成九年厚生省令第十四号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条 水撃限界性能 平成九年厚生省令第十四号

A-3) シャワートイレ止水栓（中水仕様の場合）

〈規格／文書番号〉

〈版数／発行日〉

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条 耐圧性能 平成九年厚生省令第十四号

B) 手洗器自動水栓・洗面器自動水栓部

〈規格／文書番号〉

〈版数／発行日〉

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条 耐圧性能 平成九年厚生省令第十四号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条 水撃限界性能 平成九年厚生省令第十四号

C-1) オストメイト流し タンク部

〈規格／文書番号〉

〈版数／発行日〉

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条 耐圧性能 平成九年厚生省令第十四号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条 水撃限界性能 平成九年厚生省令第十四号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条 負圧破壊性能 平成九年厚生省令第十四号

C-2) オストメイト 混合水栓部

〈規格／文書番号〉

〈版数／発行日〉

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条	耐圧性能	平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条	水撃限界性能	平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第四条	逆流防止性能	平成九年厚生省令第十四号
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条	負圧破壊性能	平成九年厚生省令第十四号

追加情報（自己適合宣言の対象に係る品質管理体制の説明）：

株式会社 LIXIL 知多工場は、品質保証の国際規格である ISO 9001 の認証および、
日本工業規格 JIS B 2061（給水栓）の認証を取得している。

問合せ先：株式会社 LIXIL LIXIL Water Technology Japan
トイレ・洗面事業部 トイレ・洗面製造部 知多工場 品質保証課
TEL: 0562-40-4051 FAX: 0562-31-0616

（発行日） 2021年3月19日

（発行場所） 株式会社 LIXIL LIXIL Water Technology Japan
トイレ・洗面事業部 トイレ・洗面製造部 知多工場

（役職名、氏名） 工場長 長岡 俊英 

この文書は、JIS Q 1000（JIS Q 17050-1）に基づき作成された自己適合宣言書である。

評価試験結果報告書

株式会社 LIXIL

発行日：2021年3月19日

- 1) 製品名：多機能トイレパック
- 2) 製品品番：PTWC-GC10***
- 3) 生産工場名：株式会社 LIXIL 知多工場

以下、評価試験結果を示す。

A-1) 大便器 タンク部

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条)	JIS S 3200-1 (水道用器具-耐圧性能試験方法)	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条)	JIS S 3200-3 (水道用器具-水撃限界性能試験方法)	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下
負圧破壊性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条)	JIS S 3200-5 (水道用器具-負圧破壊性能試験方法)	吐水口から水を引き込まないこと	引き込みなし

判定結果	合格
------	----

A-2) ケアサポート水栓部

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条)	JIS S 3200-1 (水道用器具-耐圧性能試験方法)	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条)	JIS S 3200-3 (水道用器具-水撃限界性能試験方法)	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下

判定結果	合格
------	----

A-3) シャワートイレ止水栓 (中水仕様の場合)

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条)	JIS S 3200-1 (水道用器具-耐圧性能試験方法)	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし

判定結果	合格
------	----

B) 手洗器自動水栓・洗面器自動水栓部

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条)	JIS S 3200-1 (水道用器具-耐圧性能試験方法)	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条)	JIS S 3200-3 (水道用器具-水撃限界性能試験方法)	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下

判定結果	合格
------	----

C-1) オストメイト流し タンク部

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条)	JIS S 3200-1 (水道用器具-耐圧性能試験方法)	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条)	JIS S 3200-3 (水道用器具-水撃限界性能試験方法)	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下
負圧破壊性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条)	JIS S 3200-5 (水道用器具-負圧破壊性能試験方法)	吐水口から水を引き込まないこと	引き込みなし

判定結果	合格
------	----

C-2) オストメイト 混合水栓部

要求事項	給水装置の構造及び材質の基準に関する試験方法	判定基準	試験結果
耐圧性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第一条)	JIS S 3200-1 (水道用器具-耐圧性能試験方法)	水漏れ、変形、破損、その他異常なきこと	全てにおいて異常なし
水撃限界性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第三条)	JIS S 3200-3 (水道用器具-水撃限界性能試験方法)	上昇する圧力が 1.5MPa 以下であること	1.5MPa 以下
逆流防止性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第四条)	JIS S 3200-4 (逆流防止性能試験)	水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと	全てにおいて異常なし
負圧破壊性能 (給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 第五条)	JIS S 3200-5 (水道用器具-負圧破壊性能試験方法)	吐水口から水を引き込まないこと	引き込みなし

判定結果	合格
------	----